

尖閣諸島の実効的領有を強化するための措置等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年6月28日

提出者

9番 島崎義司

21番 与座武

武蔵野市議会議長 きくち 太郎 殿

尖閣諸島の実効的領有を強化するための措置等を求める意見書

尖閣諸島がわが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがあり、尖閣諸島の実効的領有を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあっては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備強化に関する必要な措置を速やかに講じること。
- 2 我が国の領土・主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島をさらに振興するための必要な措置を講じること。
- 3 我が国の領土・主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について、領土として確実に保全を図れるよう、必要な措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年 月 日

武蔵野市議会議長 きくち 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
国土交通大臣
法務大臣
内閣官房長官

— あて